

都市計画に関する公聴会を開催します

埼玉県が決定する次の都市計画の変更案を作成するにあたり、住民のみなさんからご意見をいただくため、公聴会を開催します。

①本庄都市計画公聴会

日時 8月27日(火) 午前10時30分～

場所 市役所6階大会議室
内容 本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更・本庄都市計画区域区分の変更

都市計画の変更の構想(原案)の閲覧

日時 7月19日(金)～8月2日(金)(土・日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
場所 都市計画課、埼玉県都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所
内容 本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更原案・本庄都市計画区域区分の変更原案
 ※変更原案は、埼玉県都市計画課ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/toshikeikakunosintyoku/>) でご覧になれます。

www.pref.saitama.lg.jp/site/toshikeikakunosintyoku/ でご覧になれます。

②児玉都市計画公聴会

日時 8月27日(火) 午後3時～

場所 セルデイ大会議室
内容 児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画の変更の構想(原案)の閲覧

日時 7月19日(金)～8月2日(金)(土・日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
場所 都市計画課、美里町建設環境課、神川町建設課、上里町まち整備環境課、埼玉県都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所

内容 児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更原案
 ※変更原案は、埼玉県都市計画課ホームページでもご覧になれます。

公述(公聴会で意見を述べること)の申し出

①本庄都市計画公聴会
対象 市内に住所を有する個人及び法人
②児玉都市計画公聴会
対象 本庄市・児玉郡に住所を有する個人及び法人

①②共通

提出方法 8月2日(金)午後5時15分までに閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入のうえ、直接又は郵送(必着)で左記へ

郵送先(①②どちらかに郵送)

①本庄市都市計画課(〒336-7-8501 所在地記入不要)

②埼玉県都市計画課(〒330-019301 所在地記入不要)

※なお、埼玉県電子申請届出サービスによる提出もできます。届出サービスの詳細は、埼玉県都市計画課ホームページをご覧ください。

※公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。一人当たりの公述時間は、おおむね10分以内です。また、申し出がない場合は、公聴会は中止になります。

傍聴申込 8月13日(火)から電話又は直接、都市計画課へ

★埼玉県都市計画課 ☎0480-83005341、市都市計画課 ☎1136

水道管の仕切弁操作による濁水発生のお知らせ

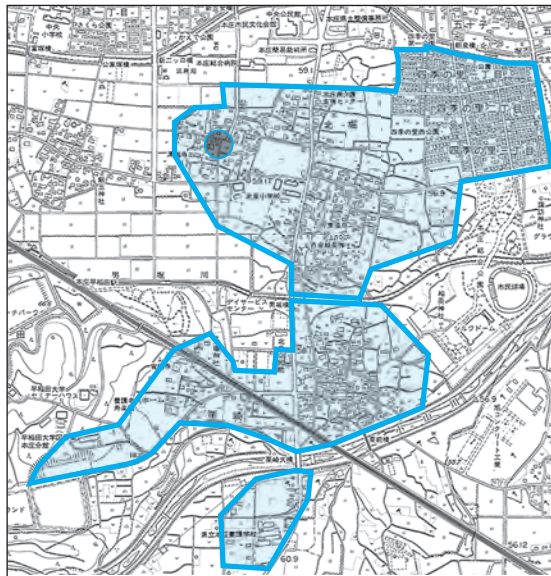
四季の里・北堀・栗崎地区で、水道管の布設替えに伴う仕切弁操作を次のとおり実施します。この作業に伴い、左図の地域で濁り水が発生することが予想されます。

作業日時 7月16日(火)午後10時頃から17日(水)午前3時まで
濁水発生予想時間 7月16日(火)午後10時頃から17日(水)午前5時頃まで

作業時間は、夜間から明け方を予定しています。濁水発生予想範囲区域内にお住まいの人は、なるべく作業開始時間までに水道水の使用(夕食、入浴、洗濯等)を済ませてください。ご不便やご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※作業時間内に水道水を使用する場合は、念のため濁り水等が発生していないか蛇口で確認をお願いします。また、濁り水に備え、水道水のくみ置き等の対応もお願いします。なお、大量の水道水を使用する場合は、あらかじめ水道課にご相談ください。

★水道課 ☎2151



● 作業箇所
■ 濁水発生予想範囲
 ※あくまでも予想範囲のため、予想範囲外の地域で濁水が発生する可能性もありますのでご注意ください。

参議院議員通常選挙が行われます

任期満了に伴う参議院議員通常選挙が、7月4日公示、7月21日投開票の日程で行われます。

この選挙は、国政上重要な役割を果たす参議院議員を選ぶ大切な選挙です。貴重な一票を無駄にしないで投票しましょう。

投票
日時 7月21日(日) 午前7時～午後8時

開票
日時 7月21日(日) 午後9時～
場所 シルクドーム

開票速報は、午後10時から開票が確定するまで30分ごとに行い、開票所に掲示します。市ホームページによる結果速報も行いますので、ご利用ください。

投票所入場券

世帯単位で郵送します。ご自分の投票所をご確認のうえ、お出かけください。
※紛失した場合は、再発行ができませんので、投票所で申し出てください。

期日前投票

投票日に投票ができない人は、期日前投票ができます。

期間・場所

- ①市役所1階市民ホール 7月5日(金)～20日(出)
 - ②総合支所仮庁舎第2会議室 7月15日(祝)～20日(出)
- ※期間内であれば、①②のどちらでも投票することができます。

時間

午前8時30分～午後8時

選挙公報

候補者の経歴、政見などを掲載した選挙公報を、公示日以後の新聞折込で配布します。届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。市役所、総合支所仮庁舎、公民館などにも用意します。

《公職選挙法の改正について》

公職選挙法の改正が行われ、今回の参議院議員通常選挙から、成年被後見人も投票できることになりました。

★選挙管理委員会事務局 ☎ 1187

地震のとき、あなたのお住まいは安全ですか？

木造住宅の耐震診断・改修に補助金を交付します

市では、昭和56年の建築基準法改正以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行う費用の一部について、次のすべての要件を満たす居住者に予算の範囲内で補助金を交付します。

耐震診断・耐震改修の補助金を受けるためには、業者との契約と、工事等を行う前に所定の手続きが必要ですよ。

耐震診断補助金

交付制度

対象建築物

- ・市内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建ての住宅、又は店舗部分が2分の1未満の併用住宅
- ・昭和56年6月1日以降に増改築をしていない
- ・地階を除く階数が2以下
- ・耐震診断の補助対象者本人又は1親等以内の親族が所有している

補助対象者

- ・対象建築物に居住し、市税を完納している人(居住者と所有者が異なる場合は、所有者も市税を完納していること)
- ・申請年度の2月末日までに耐震診断の補助金の交付を請求できる人

補助金額

耐震診断に要した費用の2分の1以内(上限5万円)

耐震改修補助金

交付制度

対象建築物

- ・耐震診断補助金交付制度の対象建築物に該当した建築物
- ・耐震診断による上部構造評点が1・0未満と診断された建築物

補助対象者

- ・対象建築物に居住し、市税を完納している人(居住者と所有者が異なる場合は、

所有者も市税を完納していること)

- ・申請年度の2月末日までに耐震改修の補助金の交付を請求できる人

補助の対象となる耐震改修

- ・建築士事務所に所属する建築士が耐震改修設計を行うこと
- ・耐震改修の設計図は、耐震改修実施後の耐震診断で所定の構造強度が得られることが確認できるもの
- ・耐震改修工事の工事監理及び現場検査を建築士事務所

補助金額

耐震改修工事に要した費用の15・2%(上限20万円)

★建築開発課 ☎ 1140

